

議案第72号

南予地方水道水質検査協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

南予地方水道水質検査協議会から津島水道企業団が脱退し、同協議会規約を別紙のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、その例によることとされる同法第252条の2の2第3項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和6年12月3日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

提案理由

令和7年3月31日をもって南予地方水道水質検査協議会を設ける団体である津島水道企業団が同協議会から脱退し、同協議会規約を変更することについて関係団体と協議を行うため。

南予地方水道水質検査協議会規約の一部を改正する規約

南予地方水道水質検査協議会規約（昭和60年3月1日設立）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削るものとする。

改正後	改正前
<p>（協議会を設ける団体）</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる市町及び企業団（以下「関係団体」という。）がこれを設ける。宇和島市、八幡浜市、西予市、伊方町、鬼北町、松野町、愛南町、南予水道企業団</p> <p>（組織）</p> <p>第6条 協議会は、会長及び委員<u>8人</u>をもって組織する。</p> <p>（事務処理の状況の報告等）</p> <p>第27条 （略）</p> <p>2 関係団体の長が協議して定める関係団体の監査委員は、法<u>第199条第4項</u>の規定による監査を毎年9月から10月までの間において行うことができる。ただし、監査委員は、必要があると認めるときは、この期間以外に監査の期日を変更することができる。</p> <p>3～4 （略）</p>	<p>（協議会を設ける団体）</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる市町及び企業団（以下「関係団体」という。）がこれを設ける。宇和島市、八幡浜市、西予市、伊方町、鬼北町、松野町、愛南町、南予水道企業団、<u>津島水道企業団</u></p> <p>（組織）</p> <p>第6条 協議会は、会長及び委員<u>9人</u>をもって組織する。</p> <p>（事務処理の状況の報告等）</p> <p>第27条 （略）</p> <p>2 関係団体の長が協議して定める関係団体の監査委員は、法<u>第199条第3項</u>の規定による監査を毎年9月から10月までの間において行うことができる。ただし、監査委員は、必要があると認めるときは、この期間以外に監査の期日を変更することができる。</p> <p>3～4 （略）</p>

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

